

令和 6年 5月 13日

監 査 報 告 書

学校法人 高木学園
理事会・評議員会 御中

学校法人 高木学園

監事 市川 武雄

監事 大薮 裕之

私たちは、学校法人高木学園の監事として、私立学校法第37条第3項に基づいて同学校法人の令和5年度(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)における計算書類(資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表)及び競争的研究費等の運営・管理を含め、学校法人の業務及び財産の状況並びに理事の業務執行の状況について監査を行いました。

私たちは監査にあたり、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事から業務の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧するなど、必要と思われる監査手続を実施いたしました。

この監査の結果、私たちは、学校法人の業務に関する決定及び執行は適切であり、計算書類は会計帳簿の記載と合致し、法人の収支及び財産の状況を正しく示しており、学校法人の業務及び財産の状況並びに理事の業務執行の状況に関し、不正の行為又は法令及び寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めましたことを、ここにご報告いたします。

以上